

第4回 (仮称) 地域運営協議会設置等検討委員会 会議録

日 時：平成22年(2010年)12月13日(月)10:00~12:00

場 所：横須賀市役所 1号館3階会議室B

出席者：(検討委員)

- ・昌子委員長、出石副委員長、岡委員、倉谷委員、櫻井委員、鈴木委員、西原委員、林委員、森下委員、矢口委員、菱沼委員、古谷委員(事務局)
- ・竹内市民部長、水野市民生活課長、小畑主査、渡辺市民協働推進担当課長、山口主査、高橋主任

傍聴者：3名

会議資料

①次第

②【資料1】 庁内プロジェクトチーム報告書(6・7頁抜粋)

③【資料2】 庁内プロジェクトチーム報告書(8・9頁抜粋)

<会議内容>

1 開会

2 資料確認

3 (仮称) 地域運営協議会の内容等についての検討

(昌子委員長)

今回は急きょ追加で行った検討委員会であったため、欠席された委員が多数居られたことから、検討事項についての結論を出すことはしなかった。まず、前回の検討のなかで構成委員に「公募委員」を加えるかという議論があった。また、公募を行うとした場合に「単なる公募」とするか、「代表性を加味する公募」とするかということなどについても意見が出された。

そこでまず、前回ご欠席された委員に構成委員及び公募委員についての考え方へのご意見を伺いたい。

(森下委員)

基本的にはほとんどの住民は町内会・自治会に加入しているので、あえて委員を公募する必要があるのだろうかという疑問がある。例えば運営していくなかでそういった声が挙がってきてから必要に応じて行うなど、二段構え的なかたちではどうだろうか。

(西原委員)

森下委員と同感である。公募委員そのものに反対する訳ではないが、この協議会は各団体からの代表者で構成されることとしているのであるから、設置当初から公募委員を入れるということには疑問がある。

また、別の話になるかもしれないが、ここに基礎的構成委員として町内会・自治会以外にいくつかの団体が挙げられているが、そのほとんどは町内会・自治会に含まれている組織といえる。そういう意味で言えば、それらが町内会等の代表者と同列な位置付けになることには引っかかりがある。また、防犯・防災・交通・環境関係というのはまちづくりにおいてたいへん重要な取り組みだと考えるが、そういった関係の組織が抜け落ちてしまっているという感じがある。

(岡委員)

こういった組織のあるべき姿としては、公募委員を入れることは理想の形だと思う。ただし、設置当初から公募委員を入れることについては、他の委員と同意見で必要ないと思う。よって、この協議会を進めていくうえで、広く専門的な意見が必要になるときがあると思うので、その時点で参画いただくといったかたちが望ましいと考える。ただし、その立場や選出方法、また協議会における役割といったことを決めておくことが必要だと思う。

また、地域によって制度開始当初から必要とするところもあれば、そうでない地域もあると思うので、一律に決めるのではなく、その地域で必要とする時点で採用するといったかたちでいいのではないかと思う。

(鈴木委員)

ここで挙げられている基礎的構成委員の各団体の長は、地域の活動の中で頻繁に顔を会わせているので、改めて集まっても大きな変化は期待できない。

よって、協議会には必ずしも各団体の長が参加するのではなく、団体の意を組んだ方が代表者として参加し基礎的な委員となって準備会的なものを立ち上げ、その他必要な団体を加え協議会を構成するといったかたちが望ましいと思う。

公募委員については、特に採用する必要は感じていない。

(矢口委員)

本来、地域に住んでいる住民は何かしらの団体に属しているものと思う。なので、協議会を構成する各団体の中で専門的知識を持った方に参加いただくといった方法を採用すれば、公募委員を設ける必要はないのではないかと。PTAを例にすれば、PTA会員はその殆どが子供会に属している。また、子供会に属している方は自治会の会員にもなっている。要するに、個々の住民は様々な団体に属している現状があるので、基礎的構成委員についてはこの報告書の考え方でいいと思う。

(昌子委員長)

今の各委員のご発言は、住民のほとんどは基礎的構成委員に挙げられている各団体に属していることから、このかたちであれば住民の意見を吸い上げることは可能であるという趣旨であったと思う。

また、公募委員の件については、その必要性を感じている委員がおられるようであれば、もう少しそのあたりについて補足をいただきたい。

(倉谷委員)

この協議会の目指すところとしては、行政と市民の協働型組織ではなく、市民が自立してまちづくりを行う「市民主導型組織」ということだと思う。

この協議会の組織運営を行うにあたっては、町内会・自治会とその他関係団体が中心になることが一番良いと思うが、実際の課題解決にあたっては地域住民の理解と協力が不可欠である。

そのためには、協議会の構成委員が関係団体の代表者だけであると、一般の住民からすると一部の人だけで運営されているという感覚を持ってしまい、一般住民が無関心になってしまう恐れがあるのではないかと。

よって、この協議会は地域住民の代表で構成されているということを内外に知らせるためにも、公募委員を基礎的構成委員に加える必要があると考える。もちろん人選の方法については色々あると思うので、よく検討する必要がある。

(出石副委員長)

私も前回の会議で公募委員は入れるべきと申し上げたが、これも「地域で決める」ということでいいのではないかと。基礎的構成委員に入れる地域もあれば、その他の構成委員として入れるということなども、必要に応じて地域で決めるということにすればいいと思う。

今、前回ご欠席の委員と倉谷委員からご発言をいただいたが、それぞれにご自分の背景があるので、公募に対して肯定的であったり否定的であったりすることは当然だと思う。ひとつ気になるのは、公募制度を採用するとどういった方が参加してくるか分からないという点であるが、これについては少し考える必要があると思う。

選考方法によっては地域で必要とする人材を選ぶこともできるし、住民代表を担保できるような仕組みとして、一定の推薦人を集めるのであるとか、名古屋市のような投票制度を用いるということも考えられる。

この件はたいへん重要で、極論を言ってしまうと「横須賀市政に市民参加はいらない」ということになってしまう。なぜ、住民代表である市長や議員がいるにも関わらず、市政への住民参加の手法を採り入れているのかといったことをよく考える必要がある。民主主義の大切な点として、一部の少数意見を排除するということがあってはいけない。確かに声の大きい住民が出てくることも考えられるが、そういったものも含めて

制度設計を図る必要がある。

(昌子委員長)

この協議会は、地域における課題を地域のなかで解決を図るという趣旨で新たに設置する組織ということになる。それには、新たな視点や従来よりも幅広い視点が必要になる場合があるということで、公募市民を入れた方がいいのではないかと考えている。

また、公募委員を必ず入れるということではなく、地域で必要とする場合に加えることができるという考え方を、この検討委員会として示すことでいかがか。

(森下委員)

全面的に否定するのではなく、必要に応じて入れる方向でいいのではないかと。

(鈴木委員)

実際に公募を行って、手を挙げる方がいるようならばそれはたいへん素晴らしいことだと思う。ただし、それにあたっての選考方法をよく考える必要があると思うが、いい人材が選ばればそれはたいへん望ましいことだと思う。

別の話になるが、現在、浦賀で取り組んでいる協議会はたいへんいい活動を行っている。ひとつには高齢者の独居世帯を対象にした「命の灯台」の取り組みがある。中心になったのは民生委員であったが、それに社協や町内会が協力して実施されたようである。この活動を足がかりに、次は災害時の古井戸の活用のための取り組みなども行っている。このようにひとつの団体が中心になって、それにその他の団体が関わることによって地域の活動が広がっていくといういい事例である。この協議会もかたちだけでなく、活動の中身が重要になるので、浦賀の事例のように進めていけばいいのではないかと。

(櫻井委員)

先ほど、前回ご欠席された委員の方々のご意見を伺ったが、公募委員を全面的に否定している方はいなかったと思う。私としても先ほどから出ているご意見のように、各地域で必要に応じて入れるという方法に賛成である。表現としては、「公募委員は、構成委員に入れなければいけない。」とするのではなく、「入れることができる。」というようにすれば、地域の選択に任せられることができると思う。また、実行していくなかで、課題のテーマに則した方に参加していってもらおうということでもいいのではないかと。

(西原委員)

先ほどの発言と重なるかもしれないが、住民のなかでいずれの団体にも属していないというケースは稀である。しかし、僅かであっても漏れる人をどうするかということもあるが、そういった人は住民代表になるにはふさわしくないのではないかと。また、

そういった人は、非協力的であったり無関心という場合がほとんどである。私の町内会にもそういった方が僅かにみられるが、そういった人は意図的に加入していないので声を吸い上げる必要はないと思う。もちろん門戸を開けておく必要がないということではなく、「必ず入れる」ということにする必要はないのではないかと。

(出石副委員長)

決して西原委員のご意見を否定している訳ではないが、重要なのは協議会に権限をどこまで持たせるかという点にあると思う。殆どの住民が町内会・自治会に属しているとしても、代表者等に成り得ないような立場の方も多く存在する。協議会が大きな権限と予算を持つのであれば、そういった方がある程度関与する必要が出てくるのではないかと。

また、住民が町内会・自治会に100%加入して、ものごとを決めることができる体制になれば、そもそもこの協議会は不要ということになる。現状そうになっていないというふうを考えて、柔軟性のある運営ができる仕組みをつくる必要があるのではないかと。

(岡委員)

私としてはこの検討委員会で「こうあるべき」と決めてしまうのではなく、できれば、運営方法については各地域の協議会に委ねて行って欲しいと思う。

浦賀で言えば、比較的昔からのコミュニティが確立している。極論を言えば、この協議会が無くても既に地域のまとまりがあると言える。

よって、あまりこの検討委員会で詳細を決めてしまうのではなく、大枠だけ決めて、細かいところは地域で決めることができるようにして欲しい。公募委員についても、そういったものも考えられるというようなことでいいのではないかと。

あまり、一律のルールを設けると地域の特性というものが失われてしまうのではないかと。

(昌子委員長)

それでは、皆さまのご意見もほぼ出揃ったと思うので、公募委員についてはひとつの選択肢として提示し、その採用については各地域において決めるということで検討委員会の意見としてまとめたい。

では、次に、前回の会議で市議会議員を構成委員とすべきか検討する必要があるという提案があった。その際には、地域における人数の違いや、利害関係に対する懸念、また住民側に期待感などが生まれるといった視点から、議員には構成委員としての参加はしてもらわない方が良いのではないかとという方向の議論になった。

では、これについても前回ご欠席の委員のご意見を伺いたい。

(西原委員)

その方向でいいと思うが、一部の例を申し上げると、ある方は議員でありながら町内

会長や副会長として町内会活動をされている。このように議員という立場ではなく、地域の活動に加わっている方もおられるので、この協議会においても議員という立場での参加はなくてよいのではないかと思います。

(森下委員)

私は「久里浜まちづくり推進協議会」の会長をしているが、その中には委員ではなく顧問という立場で、久里浜出身の議員が4名参加している。会議のなかでは市政の状況を報告してもらったり、議員の立場からのアドバイスをもらうなどをしている。そういった、委員としてではない参加であれば構わないのではないかと。

(岡委員)

私も森下委員の意見に賛成である。協議会の中核となる委員としての参加は不要と思うが、地域の相談を受けたり、情報を提供してもらおうといったかたちで協議会に関わってもらおうことは必要だと思う。

(鈴木委員)

顧問などの立場に関わってもらおうことはいいと思う。

(矢口委員)

私も賛成である。

(出石副委員長)

今、気が付いたことがある。議員が町内会長や民生委員である場合、構成委員になつてはならないとすべきかどうかということを考える必要がある。議員は市政全体を見る立場なので、各地域の協議会に委員として参加することは望ましくないというのが、前回と今日の議論の方向であったと思う。

(昌子委員長)

前回の会議でも、協議会には必ずしも団体の長が委員として参加することなくていいのではないかという話が出ていた。よって、仮に議員がこの協議会の構成委員になる団体の長を担っていたとしても、協議会に参加いただく場合には、長以外の方を代表者として選出してもらおうということではいかか。

(全体)

それでいいと思う。

(昌子委員長)

では、この件についても検討委員会の提言事項として盛り込むこととする。

次に、前回、出石副委員長から「地域運営協議会」という名称がエリアを表すものなのか、会議体を表すものなのか分からないという話があった。

これについて、事務局の方でご検討いただくこととしていたので、その検討結果をご報告いただきたい。

（事務局：渡辺課長）

性格からすれば「会議体」だと考えている。しかし、協議会は単なる会議体に留まらず、事業そのものを実施することも想定していたために分かりづらくなったのだと思う。予算のところで触れているが、「事業費」という項目を挙げている。これはまさに地域の課題解決に必要とする取り組みに、協議会自らが事業を行い、それに対して市が補助を行うという仕組みとして考えたものである。

このように地域運営協議会は「会議体」ではあるが、こういった事業を行うことも想定しているということをご理解いただきたい。

（出石副委員長）

この件は事務局がどう考えるかというよりも、むしろ検討委員会の提言のとりまとめの方法に関係してくる部分である。検討委員会が「協議会をこう設置すべき。こういったかたちが望ましい。」というかたちで白紙の状態からの提言を行うのか、このPT報告書の各項目について意見を付けていくかたちにすることによって変わってくる。私が申し上げたのは、「協議会」というのは会の名前であるが、「追浜地域運営協議会」というのはエリアそのものも指したものだと思う。言い換えれば、追浜というエリアを指しつつ、権限と財源をもって地域のことを運営していく主体の名前である。

また、この庁内PTの報告書の案は

- ・協議会の構成員はその地域の住民全て
- ・基礎的構成委員は、地域の取り組みなどを決定していく協議会の中心的なメンバー
- ・さらに必要に応じて加えることができる方々をその他の構成委員

としているので、現状の名称案では分かりづらくないかということ。

要するに、地域運営協議会がエリアを指す言葉だとした場合、その会議体の名称を、例えば地域運営協議会「委員会」にした方が分かりやすいのではないかと。

または、「〇〇区」という地域名をつけて、その会議体を「〇〇地域運営協議会」とすることも考えられる。

この件について検討委員会としては、「もう少し分かりやすく整理すべきである」というような提言を出せばいいのではないかと。ここで議論して、新たな名称を決める必要はないと考える。

（事務局：渡辺課長）

出石副委員長がおっしゃっていることは、おそらく地方自治法の「地域自治区」と「地域協議会」のような関係のことだと思う。

(昌子委員長)

この件について、他の委員はどうお考えか。

(倉谷委員)

元々、問題意識がなかった。前回の会議資料である他都市アンケート調査結果報告書などを見ても、「〇〇まちづくり協議会」というような名称で会議体として運営されているようであったし、私自身のイメージもそういったものだったので抵抗感はない。

(出石副委員長)

予定で言えば、次回の会議を以て中間報告を行うこととなっているので、そろそろ中間報告、最終提言をどのようなかたちで行うかということを考えていかなければならない。

そのなかでこの件についても触れる必要がある。名前というのは意外に重要なものである。最終的には市の条例や要綱というもので定められるものではあるが、検討委員会としては「狭域自治、コミュニティ自治を推進していくためにふさわしい名称をつけた方がいいのではないか。」というような提言の仕方ではないかと思う。

(昌子委員長)

この件については今のところ他の委員からのご意見はないようなので、とりあえず議論を先に進めて、最終段階のところで再度ご意見を伺うこととしたい。

それでは、「協議会の役割・権限」についての議論に進みたい。

(事務局：竹内部長)

先般、第4回市議会定例会の本会議において、議会からこの協議会の予算と権限に関わる部分の質問があったので、その際の市長の答弁が今後の検討委員会の議論の参考になればということで、概略だけお話させていただきたい。

【質問1】「住民自治の定義をどのように考えるか。」

「住民に自治を期待するのであれば、予算と権限を付与することは当然と考えられるが、いかがか。」

【答弁1】「自治という文字の意味は自ら治めるということ。すなわち、自主性をもって自律的に行うことと定義できる。国から地方への分権が進むなかで、国から地方公共団体への権限も大きく移譲されている。地方自治体では個性的なまちづくりを進めるため、その自主的な権限や財政権が当然必要になる。自治における権限と予算は当然欠かせないものと理解している。同様に地域で自主的なまちづくりを行うためには、予算と権限が必要だと考えている。そのため、現在、検討委員会において予算と権限を付与することについて議論いただいでい

る。」

【質問2】「「地域」についてどのような認識をしているか。」

【答弁2】「住民自治の基礎的な単位は、従来の市域全体よりもより細かな地域住民の生活圏に近い単位を「地域」として考えることが重要。」

【質問3】「それは具体的にはどういった単位か。」

【答弁3】「行政センター単位を原則として検討委員会で議論いただいております、私自身もそのように考えている。」

今まで、予算と権限について踏み込んだ答弁はなかったが、何らかのかたちできちんと予算と権限を付与するというのを、議会において答弁したので、その旨、検討委員の皆さんにお伝えしたい。

(昌子委員長)

今、部長からこの協議会に関する市議会での市長答弁のご報告があったが、市長の口から予算と権限を付与する方向性が述べられたようである。

そういったことを踏まえて、これから予算を含む役割・権限の件について検討を行っていきたい。

事務局へ質問したい。予算の「③市の実施する事業」は、原則として上限額内であれば予算措置が保障されるものと考えてよいのか。

(事務局：渡辺課長)

現在の市の財政状況などを考えると、非常に難しい問題ではある。しかしながら、地域で必要としているものとして、市は極力、尊重するということになるかと思う。ただし、限られた財源のなかでやりくりを考えていかなければならないので、予算の付け方などについては庁内でよく検討する必要があると思う。

(出石副委員長)

先ほどの議会での件で確認したい。「地域へ予算と権限を付与する」ということだが、まさにこれが都市内分権ということだと思う。一方で市が法人であって、その法人としての予算や権限は市長と議会にあるということは間違いない。

庁内PT報告書のなかで言っているのは、議会で議決を得た予算を市長が執行することには変わりはないが、その使い途の自由度を地域に持たせるという趣旨だと理解してよろしいのか。議員の方もそういう趣旨で捉えていると思っていけないのか。

(事務局：竹内部長)

本会議における質問の趣旨は、今、出石副委員長のお話にあったように、市長の権限

としてあるものを地域に分けるという趣旨のものだったと思う。さらに詳しく申し上げますと、常任委員会のなかでも同じ会派の議員から同様の趣旨で、「予算と権限を付与することについてどのように考えているのか」という質問があったが、それに対して、庁内PT報告書の案としてということでの説明を行った。

(出石副委員長)

そのことで、ここにある「交付金」と「補助金」についてお聞きしたい。運営費は交付金として支出するに対し、事業費は補助金として支出することになっている。これは地域で決定する内容を市がある程度抑制することになる。

可能性としての話だが、これらを全て「交付金」として支出することができないかというのが一点。

かつ、他都市においてそういった事例がないかということをご確認いただけないか。

(事務局：渡辺課長)

交付金での支出は理想的ではあると思うが、現実的に可能かどうかは今の時点では分からない。もう少し、内部でも検討をしてみたい。

(出石副委員長)

事務局への質問というかたちになったが、これについても検討委員会として「交付金化すべき」という提言を行うかということを検討する必要がある。

(事務局：竹内部長)

この件については、地域運営協議会が自主的な運営をどの程度進められるかということところが判断材料になってくると思われる。

(ある程度の自由性をもった) 交付金として支出できるかという判断は、協議会の運営の内容等に応じて行っていくべきではないかと思う。よって今の考え方としては、比較的金額が大きくなる事業費は補助金として、その後、協議会の運営の内容に応じて議論していくべきかと思うが、再度検討させていただきたい。

(倉谷委員)

地域で事業計画を立案する際に、地域と市が協働して計画づくりを行えば、市としてもある程度の額の保証はできるが、地域に一任するような場合にはやや問題があるということだと思う。

(昌子委員長)

今のお話は、地域も少しずつ自主的な運営に歩を進めていって、行政も当初は習志野市の地域担当制のように細かく地域と関わっていくが、地域が自主的に運営されるように支援を行っていくということだと理解できる。

(出石副委員長)

庁内P Tの事業費補助の考え方は、地域側に一定割合の負担はあるが、地域が必要とする事業に対して一定額を保証するという理解でいいのか。

問題だと思うのは、市が事業の内容を了承しない場合には補助をしないということであると、地域が市にコントロールされてしまうことになってしまう。そうになってしまうと都市内分権とはいえない。

全てを交付金で支出する意味は、良くも悪くも責任は地域にあるということになる。そこまで成熟していないということであれば補助金でも構わないと思うが、事細かに市のチェックが入って、目的に沿わないので補助は行わないということになってしまうと地域運営協議会の独自性は失われてしまう恐れがある。

しかし、P T報告書に記述のとおり地域に一定の額を定めて、基本的にそこまでは認めるという趣旨であれば、交付金でも補助金のどちらでもいいと思う。

(櫻井委員)

予算の件で質問したい。②の事業費は、ひとつの事業に対しての上限額を決めるものなのか、それとも地域の年間の事業費としての上限額を決めるものなのかということが一点。

もう一点は③の市が実施する事業についてだが、従来は自治会長等が市の担当部課に依頼に行ったり、市議会議員を通して陳情を行うなどで対応を図っていたが、今後は全てこの協議会を通して行うということになるのかということについて質問したい。

(事務局：渡辺課長)

③については、地域運営協議会が地域のとりまとめを行って、窓口を一本化するというイメージである。

また、②の事業費は大阪府池田市を参考にしたものである。ご存じのとおり池田市は、個人市民税の1%の額を地域で必要とする政策に充てるという手法を採っている。それに対して庁内P T案は、一定額を保証するとともに、地域に一定割合を負担してもらうこととしている。そこで、その割合をどうするかという問題がある。P Tの中でもいくつかの案が出されたが、最終的にはこの検討委員会のなかでご議論いただくこととした。また、この案に縛られず、良案があれば是非ご提案いただきたい。

(鈴木委員)

地域を活性化させるような取り組みにかかる経費などについても、この協議会の予算を充てることになるのか。従来の観光協会への予算などはあるのか。

(事務局：渡辺課長)

従来の補助金を一旦廃止して、一括してこの協議会に地域への補助金をお渡しすると

いう手法もなくはないが、本市の現状を考えるとそれは難しいと考えた。
よって、庁内PTとしては、この協議会を設置することによって、既存の団体への補助金等に影響を及ぼすことはしないことにしたいと考えた。
しかしながら検討委員会として、もっといい方法をご提案いただければ幸いである。

(鈴木委員)

例えば、観光協会で取り組んでいる事業を、さらに拡大したい場合などはどう考えたらよいか。

(事務局：渡辺課長)

既に補助金を使っているものに、さらに別の補助金を充てるという手法は難しい。
それについてはもう少し考える必要がある。

(古谷委員)

この協議会は団体のネットワーク化を図ることで、団体間で重複している事業などを整理しスリム化されて機能的になり、今まで以上に様々な活動ができるようになるためのものだと思っている。

先ほど事務局から、既存の団体には影響を及ぼさないようにするという話があったが、そういうことであると、全く新しい仕事がプラスされてしまうことになる。そして、予算についても既存のものにプラスされるというイメージになるが、既存のものは全くいじらないということになるのか。

(事務局：渡辺課長)

長野市では、既存の各団体への補助金を廃止して一括交付金にするといったように、既存の仕組みを大幅に変更するかたちでの取り組みを行ったようである。しかしながら、住民側には相当の抵抗感があったと聞いている。

庁内PTでも長野市の方式を検討したが、本市の現状を考えると今の時点でその方式に切り替えることは無理ではないかという結論に至った。

とは言っても、こういった地域をとりまとめる組織をつくる本来の意味からすれば、目指すべきかたちはそういったものになるということは理解しているので、徐々に移行していければと考えている。

(事務局：竹内部長)

協議会の目指すべきかたちを設置当初から表していくということは大切なことだと思う。しかしながら、実際の運営を行うにあたっては何段階かのステップを踏んでいく必要があるのではないかと。既存団体がそれぞれに行っている取り組みを情報共有することでダブリ感や予算的な無駄を洗い出して、それらを統合した取り組みを行うということができるようになれば理想的だと思う。

よって「既存のものは全く変更しない」ということではなく、協議会が運営されていくことで組織としての熟度が高まり、その高まりに応じた方式を選択していくというようなかたちを検討委員会として付記していただきたいと考える。

(出石副委員長)

参考までに厚木市の事例を紹介したい。厚木市でも類似の検討を行っており、その中で地域団体への補助金の一本化ということが出ていたが、やはり簡単にはいかないというのが現状のようである。そこで、地域団体への補助金を全て挙げてみて、重複しそうなものを整理するという作業を行っている。これは、二重補助を避けるという意味がある。

(昌子委員長)

その他の委員は、この協議会の役割・権限についてどう考えるか意見を伺いたい。

(西原委員)

まだ、見えない部分がかかなりある。また、地域によって事情がかかなり違うようであるし、権限をあまり大きくし過ぎることもいかがかと思う。市の考え方などを受けながら、もう少し探っていきたい。

(森下委員)

予算の件でひっかかっている点がある。例えば運営費と事業費の扱いについてだが、活動事例に挙がっている地域パトロールなどで発生する作業など、緊急性があるものは運営費で扱えるようにできた方がよい。また、事業費と市が実施する事業についても地域だけで行う、行政だけが行うとするような紋切り型ではなく、もう少し中間的な扱い方ができるような融通性を持たせることも必要ではないだろうか。

(昌子委員長)

確かに、実際の運営を行ううえでは、そういったことが必要になることが考えられる。そのあたりについて事務局は何か考えをお持ちか。

(事務局：渡辺課長)

正直、あまり想定していなかった。予算については金額的なもので分けるということしか考えていなかった。運営費は主に会議かかる費用であって、小破修繕等はいくまでもオマケ的なものと考えている。よって、運営費と事業費の中間的なものというものは介在しないと考えていた。

また、事業費と市が実施する事業も金額的なところの区別しか考えていなかったのも、今のところ中間的なものの想定ができていない。

(森下委員)

組織を運営するにあたっては緊急性を伴うものも出てくると思うので、そういったものを補完できる仕組みも必要ではないか。

(昌子委員長)

組織の熟度が高まっていったときには、ある程度協議会に任せる部分を増やしていくということが必要だというご意見だと思う。

(森下委員)

先ほど出石副委員長がおっしゃったように、交付金として渡すことができる仕組みの方が組織の運営がしやすいということはあると思う。

(昌子委員長)

まだまだ委員の皆さんも疑問な点やご意見が多々あると思うし、この件については慎重な検討が必要だと感じる。しかしながら、本日は時間の関係もあるので、ひとまず次の検討項目に進みたい。また、この件については少し時間を置いて皆さんによく考えていただいたうえで、次回の2月の検討委員会でもう一回この役割・権限の件について議論を交わすこととしたいが、事務局としてはいかがか。

(事務局：山口主査)

了解した。

(昌子委員長)

では、そのようにし、「6 協議会と市との関わり方」に進むこととしたい。
では、この件について事務局から簡単に説明を願いたい。

(事務局：渡辺課長)

では、行政センターの現状について簡単にご説明をしたい。

「行政センター設置条例」によって市内に9つの行政センターが設置されている。また、「事務分掌規則」には行政センターが所掌すべき事務が定められている。主な業務は地域窓口サービス担当と地域コミュニティ担当のふたつに分けられ、地域窓口サービス担当では、戸籍に関する事務、住民登録に関する事務などを行っている。片や地域コミュニティ担当は、地域団体活動の推進及び連絡に関する事務を行っているが、その一端として地域まちづくり団体の事務局になっているケースも見受けられる。また、コミュニティセンターの管理運営なども行っている。

(昌子委員長)

今、事務局から行政センターの担当業務などについて説明があったが、現状であって

もいろいろな役割を果たしているなかで、この協議会の事務局を行政センターが担うということになると、相当の負担があるのではないかということが懸念されるが、人員配置を増やすなども考えているのか。

（事務局：渡辺課長）

地域コミュニティ担当の果たすべき役割が相当増えることが予想される。このあたりについても検討委員会での議論をお願いしたいと思っている。

（出石副委員長）

地方自治法上では、行政センターの位置付けは「支所」ということになる。支所というのは行政機関で、市長の事務を分掌して行う総合出先機関といった意味のものである。

そこで一点気になるのは、前にも事務局に確認したが、この地域運営協議会は市の内部機関か外部機関ということである。外部機関だとすると、その事務局を市（行政センター）が担うということはおかしいことになる。これが協議会との連絡調整機関ということであれば問題はないが、外部機関である協議会の経理などを含めた事務局機能を行政センターが担うということはよろしくない。

（事務局：渡辺課長）

事務局内での検討事項としたい。

（出石副委員長）

例えば、市が執行すべき政策の一端を、役割分担として地域が代わりに行うために、行政センターが事務局を担うといった整理をするなど、理論付けを行うことが必要だと思う。

（倉谷委員）

今のお話は、行政センターの今までの役割を前提としている発想だと思う。

地域運営協議会は、新しく地域自治や地域分権を進めるための組織であるから、それに伴って行政センターの役割や機能を変えていかなければいけないと思うし、そこまでの議論を行うべきと考える。

よって、「行政センター」というよりも、「地域自治センター」というようなかたちに衣替えをして、課レベルから部レベルへの引き上げを行って、権限や役割の拡大、予算の執行権を持たせるようにする。協議会との関係も、単なる事務局ではなく、地域の自治を振興する行政機関として、地域と密接につながってまちづくりを進めるようなものにすべきである。

もちろん、人員削減のなかでたいへんではあるとは思いますが、市全体を行政改革していけば、十分人員確保は可能ではないか。

(昌子委員長)

ある程度の段階を経る必要があるとは思いますが、地域も変わらなければいけないし、行政もその体制を変えていかなければならないと思う。

(出石副委員長)

庁内PT報告書の9頁には、「事務局は行政センターが担当します」と記載されているが、このあたりは表現を考える必要があると思う。例えば「事務局は行政センターに置く」というような表現なども考えられる。

あと、事務局に確認していただきたい点がある。それは、市の職員をこの協議会に派遣することが可能かということ。それが可能であれば、先ほどの懸念材料は解消されてしまう。

(事務局：竹内部長)

今の件は職員の身分関係の問題も出てくるので、確認をして次回の会議でお答えできるようにする。

時間的にも最後になりそうなので、一点、委員の皆さまにお願いをしたい。

この地域運営協議会の件については、議会からも質問や意見がされているが、その際に行政センターの権限についてどう考えるかという部分がある。地域内分権、住民自治を進めるといったことから、この地域運営協議会の設置を検討しているが、住民自治を進めるための議論と同様に、行政から住民組織へどのように権限を移していくのか、そのために行政組織をどのようにしていくことが必要か、といったことも併せてご議論いただきたい。

(出石副委員長)

先ほどご説明があったように、行政センターは地方自治法上の「支所」である。本来支所は、市役所で行われている事務の殆どを行えるような機能を有している。一方、「出張所」というものがあるが、出張所は窓口業務といったものに特化して事務を行うものである。そういった意味では、行政センターの機能強化は法律上で言えば可能である。

(鈴木委員)

現状、民児協、社協、観光協会といった組織の事務を行政センターに依頼していることが多い。そういったことから、この協議会の設置に伴って、そのあたりをどうするかという点も考えていく必要がある。

(昌子委員長)

それでは、終了予定時刻となったので、事務的な連絡等を事務局からお願いしたい。

(事務局：山口主査)

それでは、次回は2月7日（月）10時～、市役所1号館3階会議室Aにて第5回検討員会を開催となっているので、ご承知おきいただきたい。正式な通知は追ってお送りする。